

V

在学している場合(在学猶予)

大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程または専門課程に在学している場合、在学している期間(最短の卒業・修了予定年月まで)は**スカラネット・パーソナル**で**「在学猶予願」**を提出することで返還期限を猶予することができます。

スカラネット・パーソナルが利用できない場合は、「在学届」を在学している学校に提出してください。様式は本機構ホームページを参照してください。

返還中に願い出る場合は、在学猶予が承認されるまでは、引き続き請求・督促が行われます。口座振替請求および本人・連帯保証人・保証人への請求行為は停止できません。

なお、在学猶予後は在学期間終了の翌月から数えて7か月目の27日が初回振替日(返還開始)となります。

また、2020年3月以前に取得(承認)された在学猶予年数に関わらず、2020年4月以降における在学猶予制度の適用期間は、**最長10年**です。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/zaigaku_yuyo.html



1 入学した場合

スカラネット・パーソナルで、「在学猶予願」を速やかに提出してください。提出に際して、在学している学校の学校番号を入力する必要がありますので、事前に学校の奨学金担当窓口へ照会してください。

なお、入学前に第一種奨学金または第二種奨学金を予約した方は、進学届提出時に、以前貸与を受けた奨学生番号を入力することで在学猶予が承認されます。この場合は「在学猶予願」を提出する必要はありません。

- 大学・短期大学・専修学校の通信教育課程または放送大学の全科履修生として在学している場合は、1年ごとに「在学猶予願」または「在学届」を提出してください。
- 外国の大学等に留学した場合は、「在学猶予願」または「在学届」のかわりに「奨学金返還期限猶予願」と「在学証明書のコピー」(日本語訳を添付)およびビザのコピーを1年ごとに本機構へ郵送で提出してください。なお、日本の大学(院)に在籍しながら外国の大学等に留学する場合は、日本の大学(院)への「在学猶予願」または「在学届」の提出により在学猶予が可能です。
- 以下の場合は在学猶予の対象となりません。返還期限猶予(25頁～27頁参照)をお願いしてください。
 - 聴講生、研究生、選科履修生、科目履修生等の場合
 - 外国留学のうち、大学、大学院以外の語学学校等で在学期間9か月未満の学校に在籍する場合

2 奨学金を辞退した場合

「在学猶予願」または「在学届」の提出により、卒業時(最短の卒業・修了予定年月)まで返還期限が猶予されます。

3 留年(休学)により卒業期が延期された場合

1年ごとに「在学猶予願」または「在学届」を提出してください。

4 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなる場合

在学猶予を受ける資格がなくなりますので、**スカラネット・パーソナル**で**「在学猶予期間短縮願」**を提出してください。「在学届」で提出する場合は、在学期間短縮欄のチェックボックス(□)にチェック(✓)し、学校に提出してください。様式は本機構ホームページを参照してください。

この手続により、届け出済みの在学期間が短くなります。在学猶予短縮後は、在学猶予終了の翌月から数えて7か月目の27日が振替日(返還開始)となります。

早期卒業・退学したことを連絡せず、後日そのことが判明した場合は、遡って延滞金が賦課されることがあります。

I 貸与終了時に
やらなければならない
こと(手続)

II 第一種奨学金
(無利子)の返還

III 第一種奨学金
(有利子)の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合
(在学猶予)

VI 返還が困難になった
場合(救済制度)